

青年部主催 エデュカフエ

日時 2017年6月24日(土)13:00~
場所 香教組会館2階 会議室
テーマ 発達障害についての基礎知識と対応について
講師 草原比呂志さん
『あじの里地域生活支援センター』センター長
香川県教育委員会特別支援教育 推進相談員

教育現場に「発達障害」の概念が浸透して10年余になります。2016年4月に「障害者差別解消法」が施行され、教育現場にも「合理的配慮」がより求められるようになりました。
教育現場で子どもたちや保護者の対応でお困りのことはありませんか？
ゆったりとお茶を飲みながら草原先生を囲み、学びませんか？あなたの参加を待っています。

長時間過密労働 ハラスメント 校長会で指導助言をしていきたい。

**長時間過密労働
ハラスメント横行へ対応を**

香教組 長時間過密労働については、労基法に従い、管理者は勤務時間の把握を適切にすること。タイムカード等を導入し、視覚化すること。

香教組 2年目で教職は続けられないと辞めた青年教員がいた。新採指導がかなり厳しかったと聞いている。

香教組 長時間過密労働で1月から出勤できなくなり、3月末で退職した4年目の教員がいる。

香教組 突然、大声で叱責する、失敗を責め立てる管理職がいる。

香教組 1年目で精神的な理由で休む、退職する教員が増えている。

長時間過密労働も一向に解消されない。その上、パワーハラスメントが横行している。

県教委 1月から3月にかけて・メンタルヘルス・学校安全衛生・ハラスメント・生活習慣の改善などの通知を市町教委に出している。

香教組 通知が生かされていないように思う。

県教委 必要に応じて市町教委を指導していききたい。

県教委 やりがいを感じて仕事をしてもらいたい。業務に応じて資質・能力を高めていききたいとの考えもある。行き過ぎたものには、校長会で指導助言していきたい。

香教組 長時間労働については、管理職は「がんばっている」と野放しだ。

**学力テスト
教員のモラル低下を招く**

香教組 学力テスト「平均点競争」によって教員のモラルが壊れかけている。「過去問をする」「よく似た問題を作成し、直前にする」何のための学力テストなのか。

香教組 結果が、昨年より上がったかどうかを見ることで、学年団経営や学級経営のよしあしと置き換え、職員の前で公表される。それがプレッシャーになる。

県教委 テストの主旨は、内容について理解できているか、つまづいているところはどこかを把握し、指導改善に生かすことと考えている。

香教組 それなら、県版テスト(小学校)で十分できているのではないかな。学習状況調査は必要なのではないか。

県教委 目的が違う。

県教委 今回の交渉は、「納得性」ということがポイントだと思うが、これは難しいと思う。しかし、低いところは、高めなければならぬ。高い方がいいのは言うまでもない。両者にとっていい方法を考えていくべきだろうと思う。

県教委 管理職の中にも、心療内科に通っている人も多くいる。しかし、それがハラスメント等の理由にはならない。マネジメントの質を高める研修をしていかなければならないと考える。

県教委 制度は活用の仕方によってゆがめられたり、競争になったりする。そのことがプレッシャーになることがわかった。今日、話されたことは真実だと思う。マネジメントの中で質していく部分だろうと感じた。勉強になった。できることからしていきたい。

教職員の働き方が報道され、改革の必要性が議論され始めました。しかし、その影響は現場までなかなか届きません。5月に入り、香教組本部には、連日、管理職のパワハラについての相談がありました。教育現場が、疲弊していることがよくわかります。2016年度の交渉での回答のほとんどは「指導している」「個別の事案は聞かない」でした。教育長・義務教育課長とも変わり、回答も少し違ったものでした。管理職も教職員も、子どもたちを思う気持ちは同じのはずです。子どもたちを中心に、教職員双方が納得しながら進めていきたいものです。民主主義は、多数の意見を中心に進めていくもの、少数の意見に耳を傾け、尊重し、納得のいく形で進めていくものです。学校が、独裁的な職場にならないよう、私たちはおかしなことはおかしいと声を上げる必要があります。

あと少し!

採用選考試験勉強がんばれ!

みんなでレベルUP!
高松会場 6/27 7/11
丸亀会場 6/21 7/5
大川会場 6/20 7/4
三豊会場 6/20
いずれも19:00~21:00
資料代100円
どなたでも参加できます。
詳細は、
香教組 (087-867-4797) まで
お問い合わせください。

香教組と県教委との確認書

1979年12月27日組合員への不当労働行為について、香教組、高教組、県職労の代表と県教委吉岡教育長との間で次のような確認書が交わされました。

確認書
香川県教育委員会は、明るい職場づくりのため労働組合法第7条に規定する不当労働行為に相当する行為が行われないよう十分配慮する。
昭和54年12月27日
香川県教育委員会

教育長 吉岡典成
香川県職員労働組合 委員長 中西 敦
香川県高等学校教職員組合 委員長 高橋 厚
香川県教職員組合 委員長 森田 幸吉

あわせて、以下の3点について対応すると回答しています。
①この確認書の趣旨を地教委・管理職に周知徹底すること。
②この確認書に違反する行為が生じた場合は十分調査を行い、しかるべき措置をとること。
③右記、調査及び措置の内容は該当組合に知らせること。

組合活動は、地方公務員法や労働組合法で保障されています。このような確認書を交わさなければならぬ。いままでの社会情勢がうかがえます。これまでの組合の粘り強い働きかけがあったからこそ、今の様々な権利が実現していることは確かなことです。

